

事 務 連 絡

平成 28 年 4 月 19 日

各指定障がい児通所支援事業所

管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい支援課長

就学前の障がい児通所支援に係る利用者負担の多子軽減措置の範囲拡大について(周知)

平素は、本市障がい児福祉行政の推進にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、平成26年4月1日より、就学前の児童を複数抱える世帯に対し、障がい児通所支援にかかる利用者負担を軽減する制度（以下、「多子軽減」という。）が実施されており、各事業所におかれては、対象者について、軽減後の利用者負担額を直接徴収したうえで、国民健康保険連合会（国保連合会）に対し請求を行っていただいているところです。

今般、平成 28 年 4 月 1 日より児童福祉法施行令等が改正され、別紙のとおり多子軽減の対象範囲が拡大されましたので周知いたします。

現に障がい児通所支援（児童発達支援及び保育所等訪問支援）を利用されている課税世帯の方については、平成 28 年 4 月上旬に制度周知を行っております。新たに多子軽減の対象となる、または多子軽減の軽減割合が変更（第二子→第三子以降）となる世帯等につきましては、保護者より各区役所あて申請をしていただき、給付決定を順次行っていきます。

つきましては、対象者より受給者証の提示があればご対応くださいますとともに、各事業所のご利用者のうち対象となることが判明した場合等には保護者の方に対しお知らせいただく等のご配慮をお願いします。

なお各事業所における請求方法等に変更はございません。

【担 当】

大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課

担当：竹内・井上

TEL:(06)-6208-7986 FAX(06)-6202-6962

E-mail fa0026@city.osaka.lg.jp